

スターリン主義打倒、反スタマルクス主義止揚、革命的マルクス・レーニン主義復権の旗を更に高く掲げ、国際非合法党を建設せよ!

赤報

1979年1月25日発行
共産主義者同盟 (RG)
第28号 200円 発行人 野村 忠

国際非合法党建設の勝利に むけて更に前進しよう

(一) 一九七八年はわれわれにとって大きな飛躍と前進の年であった。政治警察による一〇・一三検挙攻撃に反対して反撃し、党建設の新たな段階を切りひらいたために、われわれが結束して闘争してきた成果は、一九七八年の一年間でのわれわれの党建設の前進として物質化されたのである。政治局軍事委員、RG政治軍事部を国際非合法党の組織の基盤として堅持しつづけてきた。赤報を全国的な政治新聞としてつくり上げ、政治的煽動を強化して、共産主義者同盟とプロレタリアートの結びつきを作り出すための多くの作業をわれわれはやりとげた。われわれの党建設の前進は、赤報一三三号から二七号の各号に反映され、赤報二七号においては、われわれは世界党建設と世界プロレタリアート独裁の樹立をめぐる国際的党派闘争の組織化のための綱領的内容を深化させてきた。政治軍事部と軍事委員会、RG政治軍事部の堅持と全国的な政治新聞の計画との結びつきを鮮明にし、今日の国際階級闘争における国際非合法党としてのわれわれの实践活动の方向を定めることの上での大きな前進を勝ちとるまでに至ったのである。

全国的な政治新聞と結びついた党内公開制を保障することによって党内情報の組織化、党活動の定形化と、党内闘争の組織化の手段をつくりあげ、指導の中央集権化と党に対する責任の地方分散化を押し進めながら、党活動の転換を実現するために闘ってきたこと、このことがわれわれの前進をもたらした。革命的な党内闘争の推進をテコとすることによって、全党が躍動し、党の革命的な世論が形成されることによって、党活動の転換がもたらされたのである。(一〇・二三の教訓をくみ取り、党建設の第一、第二段階における非合法党活動を点検し、継承発展させるために、さまざまな紛争を定形化し、全党に教訓を与え、政治軍事部、軍事委員会、RG政治軍事部を堅持しつづけてきた。赤報を全国的な政治新聞としてつくり上げ、政治的煽動を強化して、共産主義者同盟とプロレタリアートの結びつきを作り出すための多くの作業をわれわれはやりとげた。われわれの党建設の前進は、赤報一三三号から二七号の各号に反映され、赤報二七号においては、われわれは世界党建設と世界プロレタリアート独裁の樹立をめぐる国際的党派闘争の組織化のための綱領的内容を深化させてきた。政治軍事部と軍事委員会、RG政治軍事部の堅持と全国的な政治新聞の計画との結びつきを鮮明にし、今日の国際階級闘争における国際非合法党としてのわれわれの实践活动の方向を定めることの上での大きな前進を勝ちとるまでに至ったのである。

一九七九年に更に高まっていくに違いない。国際帝国主義と社会帝国主義を打倒して、世界プロレタリアートの独裁を樹立すべき、国際的党派闘争を推進するために、党を堅固な、威力ある政治勢力として、国際非合法党として作り上げる事業の意義はいよいよ重大である。プロレタリアート・被抑圧大衆の覚醒が自然発生的に進行しているからこそ、われわれはより多くの意識性を理論活動において、政治活動においても、組織活動においても発揮して、自然発生的な闘争に闘争し、運動全体に確固性を保障することのできる強固な革命家組織をつくり上げる必要がある。

(二) 新たな国際・国内の階級闘争の激化の中で、最近目につく一つの傾向は、労働運動の他大衆運動の指導部である中堅の活動家の中に、マルクス主義の復権を問題にしてはならないが、革命的マルクス主義を全国的な政治新聞として作り上げる事業の意義はいよいよ重大である。プロレタリアート・被抑圧大衆の覚醒が自然発生的に進行しているからこそ、われわれはより多くの意識性を理論活動において、政治活動においても、組織活動においても発揮して、自然発生的な闘争に闘争し、運動全体に確固性を保障することのできる強固な革命家組織をつくり上げる必要がある。

曲していることは明白である。一九七八年はわれわれにとって大きな飛躍と前進の年であった。政治警察による一〇・一三検挙攻撃に反対して反撃し、党建設の新たな段階を切りひらいたために、われわれが結束して闘争してきた成果は、一九七八年の一年間でのわれわれの党建設の前進として物質化されたのである。政治局軍事委員、RG政治軍事部を国際非合法党の組織の基盤として堅持しつづけてきた。赤報を全国的な政治新聞としてつくり上げ、政治的煽動を強化して、共産主義者同盟とプロレタリアートの結びつきを作り出すための多くの作業をわれわれはやりとげた。われわれの党建設の前進は、赤報一三三号から二七号の各号に反映され、赤報二七号においては、われわれは世界党建設と世界プロレタリアート独裁の樹立をめぐる国際的党派闘争の組織化のための綱領的内容を深化させてきた。政治軍事部と軍事委員会、RG政治軍事部の堅持と全国的な政治新聞の計画との結びつきを鮮明にし、今日の国際階級闘争における国際非合法党としてのわれわれの实践活动の方向を定めることの上での大きな前進を勝ちとるまでに至ったのである。

「資本論」の復権 (榎原 均著)
革命的理論として革命的運動はありえない。われわれが直面している革命戦争の単一の非合法党建設の事業は、ブルジョア的、またはブルジョア的な資本主義批判に依拠して進めることはできない。だからマルクス主義の正しい資本主義批判を復権し、プロレタリアートの経済的地位としての革命的役割についての正しい理論を復権することは焦眉の課題なのである。(序文より)

本書の発行は労働階級の経済的解放の事業にとって大きな意義を持つであろう。我々は読者諸兄弟が本書を實踐の指針とするにやぶさかでないことを期待し、この共同の事業に参加することを呼びかけよう。

(発行元) 鹿野社
定価二八〇円

「このまとめられた著作は共産主義者同盟 (RG) 赤報編集委員会の著名で「序章」誌 (序章社) に連載された「宇野「価値論」批判」を中心として、非合法党建設の事業は、ブルジョア的、またはブルジョア的な資本主義批判に依拠して進めることはできない。だからマルクス主義の正しい資本主義批判を復権し、プロレタリアートの経済的地位としての革命的役割についての正しい理論を復権することは焦眉の課題なのである。(序文より)

本書の発行は労働階級の経済的解放の事業にとって大きな意義を持つであろう。我々は読者諸兄弟が本書を實踐の指針とするにやぶさかでないことを期待し、この共同の事業に参加することを呼びかけよう。

(発行元) 鹿野社
定価二八〇円

労働に応じた分配について —— 中国共産党の「四人組」批判の検討 ——

はじめに

(一) ソ連における通説の形成
(二) 労働に応じた分配という規定の出現
(三) 一九五〇年代のソ連の通説

目次

(一) 中国における批判の形成
(二) 呉璉の説
(三) 姚文元の見解
(四) 姚文元の路線転換
(五) 「四つの現代化」路線による「四人組」批判 (以上本号掲載)
(六) 新路線にみられる修正主義の批判

はじめに

中国共産党は、「四人組」を失脚させて以降、「四人組」批判を強化してきた。労働に応じた分配をめぐるこの批判は、その主要な論点の一つである。労働に応じた分配はブルジョアの権利であり、

中国共産党は、「四人組」を失脚させて以降、「四人組」批判を強化してきた。労働に応じた分配をめぐるこの批判は、その主要な論点の一つである。労働に応じた分配はブルジョアの権利であり、

期に中国の経済を進展させようとして、今日の指導部にとって、「四人組」の主張の結論は「労働に応じた分配」の原則から直接導きだすというフルシチョフ修正主義と同じ理論を展開することになっている。

これでは、中国共産党の修正主義は口先だけのものになる。労働に応じた分配という原則は、ブルジョア的分配の原則から直接導きだすというフルシチョフ修正主義と同じ理論を展開することになっている。

これでは、中国共産党の修正主義は口先だけのものになる。労働に応じた分配という原則は、ブルジョア的分配の原則から直接導きだすというフルシチョフ修正主義と同じ理論を展開することになっている。

(一) ソ連における通説の形成

労働に応じた分配という規定の出現

理論的には、労働に応じた分配は共産主義社会の第一段階、社会主義社会における分配の法則である。ソ連における分配の法則である。ソ連における分配の法則である。

「若し吾々が貨幣市場も知らない発展する社会主義制度も持っているならば、云々」という労働生産物分配の特殊の形態の必要は感ぜられなければならない。この必要は感ぜられなければならない。

(二) 一九五〇年代のソ連の通説

スターリンはトロツキー派及びプーリン派を「人民の敵」と規定し、これらに対する粛清の進行中であつた一九三六年に憲法制定を準備し、ソ連における社会主義の確立を宣言し、そして一九三九年の第18回党大会で共産主義社会の高い段階への移行を展望した。だが、一九四一年のドイツ軍のソ連への侵入を皮切りにして、四年間に及ぶ第二次世界大戦はソ連の経済に大きな打撃を与え、共産主義社会の高い段階への移行が一九五六年の第20回党大会においてであった。

ソ連共産党の過渡期の終了と社会主義社会の成立という判断は、農業集団化、つまり農業におけるフランク(富農)の絶滅と小規模生産のソルホーズへの改組によるソ連の終結に基づいたものであり、所有制の面で社会主義的制度的確立という認識に基づいていた。この判断は、分配法則を規定する上での重要な変化をもたらしたのである。

この教訓書は、ソ連の貨幣制度が過渡期における商品生産と市場の存在から必然化されるものであると説き、貨幣も市場も存在しない社会主義社会になれば「労働の手」に基づく労働に応じた分配が可能になるだろうと述べている。もちろんこの教訓書は、ソ連の貨幣制度が資本主義的意味での貨幣労働制を意味せず、「労働者の賃金は全く異なる社会的内容を有していなければならない。」(二四四頁)と指摘している。その上たつて、賃金格差の存在について「我が経済が発展すればする程熟練労働の欠乏が感ぜられる。...新しい熟練労働の創造を確保することが必要である。然るに現在の状態に於ては熟練労働者に厚く酬むることによつてのみそれを達成し得るのである。」(二八八頁)と述べ、ソ連における賃金制度の存在根拠が、いまだ低い労働生産制のため、労働者の受け取る個人的消費資料が労働力の再生産費を超えるものではなく、従つて熟練労働者を創りだすためには、一般労働者よりもより多く賃金を支払ふねばならないという現実にあることを認めている。

および質による社会主義的分配原則の実現の最良の形態なのである。(二一九一頁 義文閣) 以前の教訓書では労働者が自己の個人的消費資料を貨幣形態で受け取ることで非社会主義的要素とされ、過渡期における分配の特質とされたのであるが、新たな教訓書ではこの同じ賃金制度自体が社会主義的性質を帯びたものと規定され、それが労働に応じた分配(もつとも「労働の量および質」による分配)の実現の形態とされるに到っている。賃金制度自体には、ソ連が過渡期と規定されていた時期と「社会主義社会」と規定されるようになつた時期との間で変化はなかつた。だからこの認識の変化は、ソ連の社会が過渡期の終了と「社会主義社会」の確立をなしたと見做すことである。旧来の賃金制度が変化したまま、労働に応じた分配の形態である規定されたものであることを示している。

「国家の賃金政策は、労働にたいする支払いにあらゆる面で差別をもうけるという原則に基づいて、熟練労働と不熟練労働、重労働と軽労働のちがいを無視して、賃金を均等にすることは、社会主義経済制度とまったく相反する。社会主義労働はより高度な質の労働であつて、働きの質と量と質によつてきめられる。...社会主義の原則に従つて、賃金が貨幣形態で存在するので、賃金が貨幣形態をとることは必然となる。...社会主義の原則のうち、国家的労働者としての労働者の量と質とに支分する部分のなかで働きの取り分を貨幣形態であらわしたものである。」(七四四一五頁) 賃金が貨幣形態をとることの必然性が、貨幣形態をとることも商品生産と価値法則が存在するというものによつて説明されているが、このように説明は貨幣形態の必然性を覆い隠している。賃金形態をもつた労働に応じた分配なるものが、マルクスが「ゴータ綱領批判」で規定したそれとは原則的な点でかけはなれている。マルクスが規定していた共産主義社会の第一段階社会主義社会には商品生産は存在していないから、労働者は彼ら個人の消費資料を貨幣の形で受け取ることは、労働者が彼らの個人的消費資料を貨幣で得るといふ形態が存在している限り、その形態は資本主義社会における賃金制度と共通な規定が残存していることを意味している。

(二) 中国における批判の形成

吳連の説

一九五六年のソ連共産党第20回大会を契機として、ソ連の意見の対立は、その後一九六二年のソ連論として公然化された。中国共産党が、労働に応じた分配に関するソ連共産党の通説とは異なる独自の見解を形成したのも、人民公社の拡大による社会主義的改造の終了という条件の下でなされた中、ソ連論に到るソ連共産党と中国共産党の過程においてであった。この独自の見解の形成は、社会主義社会と共産主義社会の区別が、党にあっては念頭におかれていた。ソ連、中国の社会であるが、階級と階級闘争の存在を認めるかどうか、社会主義社会にもプロレタリア独裁が必要であるかどうかという問題と深くかかわっている。一九六〇年に「経済研究」五号に発表された吳連論文(邦訳は「経済評論」一九六一年四月号)は、社会主義社会にも階級が存在し、「二つの道」が存在し、プロレタリア独裁の権力が必要であるという見地から、社会主義社会を過渡期的性質の社会であると規定した。吳連の結論は、資本主義社会から共産主義社会への高い段階への転

を実現するための手段として「物質的関心」を位置づけている。このように位置づけられた「物質的関心」は、ソ連の諸矛盾を固定化し、たゞその拡大再生産を現しようとするものに他ならない。社会主義的要素の発展は生産力の発展に解消されており、労働者を商品生産と賃金制度から解放する任務は投げ捨てられている。共産党がこのような路線をとる限り、生産力の発展は決して社会主義的要素の発展に結びつかず、逆にブルジョア的要素の発展に結びつかざるをえない。こうした思想は社会主義革命に対する敵対物として現れざるをえず、中国共産党による批判が生み出されることになつた。

有事立法攻撃と自衛隊

(一) はじめに

国際非合法建設をめぐり、日本共産党の軍事と軍事戦略を分析することは不可避の課題である。日本共産党が本派の対米従属論による日本帝国主義の侵略反革命の美化は「赤報」二七号で暴露された。新左翼諸党もまた、革マル派の反ソ排外主義への屈服とカーター戦略の美化にもとづく平和ボケした「自衛隊の帝国主義軍備増強」論、中核派の「日帝の体制的危機と絶望的凶暴化攻撃」の日米両帝国主義の争闘激化による促進、「日米安保に依拠しつつ、それをも独自の

(二) 戦後日本帝国主義の軍隊形成

(1) 警察予備隊の一次防

朝鮮侵略反革命戦争への在日米軍投入という事態の中で、一九五〇年七月八日、連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーは、吉田首相あてに「日本警察力の増強に関する書翰」を呈し、七万五〇〇〇の国家警察予備隊の創設及び海上保安庁八〇〇〇名の増強を指令した。ここに敗戦日本帝国主義の再軍備が公然と開始されることになった。五年四月には海上警備隊が創設され、陸海の二軍体制が出来上がった。警察予備隊は、その創設の基本構想——「警察予備隊の性格は暴動等に備える治安警察隊である」、その装備状況——「治安警察にふさわしいものとし、機動力ならびに装備すなわちピストル、小銃等の武器をもつ」からも明らかなく、日本国内の治安と在日米軍の手簿(基地・兵站線等の警備)を補うことを目的としたものであった。

(2) 二次防・三次防の性格

一九六〇年日米安保改定をうけて、一九六一年七月一八日第二次防衛力整備計画が決定された。この内容は、一次防の「骨幹的防衛力」の充実をふまえて「在米型兵器の使用による局地戦以下に侵略に對し、有効に對処しうる防衛体制の整備を確立する」ことを目標としたものであった。陸・海・空の自衛隊の総合防衛力の向上を図るものであったが、F-104戦闘機やバジュー・システム等の導入にみられるごとく、空軍力の強化を重点にしたものであった。軍備上の問題として、二次防の特徴は近代化ということが、後の述べるこの時期における米帝の大規模な軍備増強の手直しである。後述するこの時期における米帝の大規模な軍備増強の手直しである。後述するこの時期における米帝の大規模な軍備増強の手直しである。

(三) 七〇年代日本帝国主義の軍力強化

自衛隊では防衛、迎撃力に重点が置かれて強化がはかられる。一九七五年ベトナム・インドシナ革命がうけ、それをうけた佐藤・ニクソンの日米共同声明の下で七〇年代の日米共同防衛の要求は更に強まった。いわゆるフォー・ド・ドクトリン、新太平洋ドクトリンとシレーンジャー戦略(1)地域特定大國に地域軍事責任を負担させる。(2)海軍機動部隊、海兵隊の強化、新機軸部隊の創設等による迅速展開戦略(3)民族解放闘争革命行動への反革命的抑圧、様々な手段による西歐、日本を中心とする同盟國への支配力の強化、及び核兵器を手段とした対ソ主敵戦略との関連で、四次防以降の今日の日米共同防衛の軍力強化と軍事情勢を見なくてはならない。

(三) 三面より

戦争(五八年イラク革命とレバノン内戦、金門・馬祖事件)に對し、全世界にのびる米帝の軍力では對処できないことが明らかになった。五八年E.E.C.発足に見られる帝国主義の争闘戦、N.A.T.O.内部、N.A.T.O.対米帝の対立の拡大が五七-五八年の米帝を中心とした世界恐慌を基礎に進行したのと同じく、米帝は戦略転換を迫られる。それを決定的にしたのがキューバ革命とキューバ危機であった。米帝はケネディ政権下で、ソ連共産党に對するフルシチョフ修正主義の発生に對し、ソ連共産党をブルジョアの平和共存の路線にひきよめようという「柔軟対応戦略」を採用している。朝鮮戦争以来、アルジェリア、キューバ革命の勝利、アフリカ、中東における民族解放闘争の昂揚、六〇年南ウエトナム民族解放戦線の結成に見られる三大大陸の闘争の高まりは、西歐(特に西独)日本帝国主義の発展と米帝帝国主義の相対的地位の低下、ソ連共産党の二回大会及び二回大会中論争の開始といった条件とあいまに米帝の戦略転換をもたらした。米帝の朝鮮侵略反革命戦争によって開始された日本帝国主義の軍力強化運動が、米帝の極東戦略の変化と結合して、六〇年代後半から七〇年代にかけての軍力強化運動が行われた。七二年から開始された四次防から、ポスト四次防としての「基礎的防衛力構想」防衛計画の大綱)を経て今日に至るまで、七〇年代の日米共同防衛の軍力強化は、ニクソン・ドクトリンによる米帝の極東戦略の再編案と結びついて行われてきた。

「赤報」27号掲載 国際非合法党の任務について 強化をめぐって行われていたのは必然である。

中国の回復、日米両帝国主義の「平和的、民主的発展」を何ら意味しない。中国共産党の経済建設の路線と国際路線は結合して別にとりあげて批判するが、ベトナム・インドシナ革命の勝利以降の国際階級闘争における、米帝とソ連社会帝国主義と中国共産党との対立の激化、三大陸の民族解放戦争の前進の継続と、帝国主義階級闘争の昂揚の再開の中で、帝国主義者の戦略の再編をわれわれは見てはならない。

「大体的現時点では、御承知のとおりポスト四次防衛、防衛計画の大幅な削減は平等におきまます現在の国際情勢のもとには、米帝の防衛強化のペースは、これからは質的な強化に移ろうという段階でございませう」(七八年六月八日、竹岡防衛庁官房長)

量から質への日本帝国主義の軍事強化の新たな段階とは以下のようである。

第一は日米安保協議委員会日米「作戦調整所」(統合参謀本部)

防衛協力小委員会等を通じて、日米共同防衛における日帝の任務分担の具体化であり、その研究である。日本帝国主義が早期警戒機(AEW)やF15イーグルによる航空自衛隊の増強、対戦艦機P3Cオライオンや対潜ヘリ空母の導入による海上自衛隊の増強によって、米第五空軍及び第七艦隊と結合し、ソ連海軍力の太平洋進出を阻止しながら(宗谷、津軽、対馬の海峡封鎖作戦)、太平洋の制海権を米帝と共同して確保し、時に朝鮮半島周辺海域の封鎖を可能にすることによって朝鮮侵略・反革命戦争に備えることが、日米両帝国主義の反革命の意図の一端である。七八年一月二七日の日米安保協議委員会における日米防衛分指のガイドラインは、このことを具体的な作戦計画として決定したものである。

第二は、防衛二法改訂案に示される自衛隊の統合作戦研究である。従来、陸・海・空三軍が独立し、別々の戦術思想によって編成強化されてきたものを統一指揮「作戦調整所」(統合参謀本部)

(四) 軍事戦略・反革命戦への対処

(イ) 軍事戦略の評価

現在同時進行しつつある防衛二法改訂、成田治安立法、大地震対策特別措置法、刑法改訂、刑法少法、監獄法改訂等の反動立法攻撃は、有事立法とリンクした日本帝国主義の侵略反革命強化の柱である。これらは、現在進められているプロレタリアートに対するブルジョアジーの経済的支配の強化の基盤の上に立っており、革命戦争と民族解放戦争に対する対抗策として不可避である。有事立法攻撃は、国際革命戦争に對する日本帝国主義ブルジョアジーの反革命攻撃の烽火である。日本帝国主義者は、国際革命戦争に對する敵として自らを形成している。

ここで、帝国主義の軍事戦略をどう見るかについて少しばかりの考察を述べておこう。合法左下の革命戦争に対する反革命の総括と展望を表明しているのである。戦後三十年の日本帝国主義の

成長の中で、プロレタリアートの階級闘争もまた前進してきた。一九六〇年、七〇年安保闘争を闘った第一、第二次プロレタリアの闘争を総括し、我々は共産主義的政治的作戦として、ブルジョアジーの経済的支配の強化の基盤を建設していかねばならないという認識をもち、ブルジョアジーの有事立法攻撃の革命戦争対策としての側面をみておく必要がある。有事立法攻撃は、国際革命戦争に對する日本帝国主義ブルジョアジーの反革命攻撃の烽火である。日本帝国主義者は、国際革命戦争に對する敵として自らを形成している。

ここで、帝国主義の軍事戦略をどう見るかについて少しばかりの考察を述べておこう。合法左下の革命戦争に対する反革命の総括と展望を表明しているのである。戦後三十年の日本帝国主義の

の下におくことにより、三軍を統一的に運用し、情報の一元化をはかり、自衛隊がいつとも米帝と共同して侵略反革命戦争に出動し、また国内におけるプロレタリアート人民の内乱に對抗して出動しようとするが、三軍統合運用の意図に他ならない。

第三は有事法制研究である。二次防衛時の秘密閣議了解事項については先に述べたが、六三年三矢研究、六六年防衛庁有事法制研究を経て、七六年防衛白書に至って「国民の防衛意識の高揚を図るほか、基地対策、防衛産業の育成、必要物資の備蓄及び民間救護組織の検討を行うとともに、建設、運輸、通信、科学技術、教育等について関係団体の整備を加える」として国防上の配慮を加えることとして公然と煽動されはじめ七七年八月からの有事法制研究の開始、七八年要綱発言をテコにした大キャンペーンに至ったのである。

(ロ) 反革命戦の遂行機関

一九七八年ボンの先進国首脳会議において、福田は、国際革命戦争の階級闘争を帝国主義国家群に對する挑戦として受けとめ、これを準備戦と規定し、対応策の一環としてハイジャック防止のための国際協力を声明した。栗栖の有事立法発言は福田がボンから帰国して直後のことであつた。

革命戦争という観点に立たない諸派が見落している有事立法攻撃の側面は、西独西独帝国主義の革命戦争の側面である。七〇年代からの革命戦争の国際的拡大に對し、日本では七五年の東アジア反日武装戦線の検査から七六年の反日武装戦線の検査から七六年の「一〇・一三」と続く過程(ブルジョアジーはまた、連合赤軍、東アジア反日武装戦線の闘争に對するキャンペーンを組織して、ブンド系諸派の大部分を第二次ブンドの政治的排斥した)、国際的には七六年七月のイスラエル特殊部隊ハハレによるエンテベ空港襲撃作戦、七七年一月西独特殊部隊GSG9(西独国境警備隊第九隊)によるモガジソ空港に對する人質奪回作戦等、ブルジョア

主義の同盟して把握されるべきものであつて、なにかから日本帝国主義が米帝を駆逐したかのような如く考へるは誤りである。このこと、自衛隊が米帝の朝鮮侵略反革命戦争を契機として国内治安を維持して誕生してきたこと、これが今日の帝国主義者の防衛論の軍事面を規定している。

八〇年代を目前にして、日本帝国主義は強化された経済力を背景に、これまでとは質的に異なる自らの軍事戦略の形成に着手しなげればやむを得ない。特に海・空軍力は、米帝の同盟軍として自らを高めていく過程を通じて実現されていくであろう。NATO軍における西独の如く、安保体制下における自らの比重をより高めることにより、逆に米帝の軍事の強化をばかす道を日本帝国主義は確立した。

(五) 有事立法攻撃の本質

日本帝国主義の有事立法攻撃の性格は明らかである。それは、日帝が米帝と結んで朝鮮侵略反革命戦争に備え、民族解放戦争と革命戦争との結合を不可避であることと備えて、ブルジョアジーのブルジョアリートを對する戦争機関を形成し、「国民の生命と安全」の名の下にプロレタリアートを屈服させ組織しようとするものに他ならない。三矢作戦計画が米帝による朝鮮侵略反革命戦争の開始を想定した作戦計画であることは余りにも有名であるが、今日の日本共同作戦の具体化、防衛二法改訂案、有事立法攻撃はすべて三矢作戦計画の中に構想されていたものである。(内乱対策に對しては、戦後まで、自衛隊の建設自体が米帝の朝鮮侵略反革命戦争、及びそれを契機とした日本帝国主義の力量の復活の中に進められ、日本帝国主義の軍事形成運動が米帝の極東戦略の再編と関連して行われてきたことはすでに述べた通りである。防衛庁自衛隊に對しては、戦後二十年の日本帝国主義の成長を基盤にして、今日、日本帝国主義は米帝と結合して、具体的戦争計画を練るに至っている。

米帝がその生命を維持しようとして西独・日本帝国主義を米帝と同盟として「自由世界」の防衛を唱えつつの侵略反革命を隠蔽しようとしても彼等の最終的滅亡は避けられない。

日本帝国主義の軍事分指は彼等の侵略反革命の政治的継続として進み、朴政権へのテロ入れが強化され、「二つの朝鮮」論を唱え、南北朝鮮の分断の固定化が目指されている。日朝プロレタリアートは団結して日米両帝国主義と闘争しなければならぬ。戦後の日本帝国主義が直接侵略・間接侵略論を唱え、自衛隊もまたこの複合戦略論に立っているのは根拠がありである。日本帝国主義は、この世界大戦の中、ロシア革命、中国革命をはじめとする多くの革命の勝利が生じたことを経て、彼等の侵略反革命の力を増強している。実際、自衛隊は米帝の朝鮮侵略反革命戦争に際して朝鮮革命と結合した日本プロレタリアートの革命を抑制するために、何よりも建設されたのである。防衛庁自衛隊に對しては、戦後二十年の日本帝国主義の成長を基盤にして、今日、日本帝国主義は米帝と結合して、具体的戦争計画を練るに至っている。

八面より

出動するという不利、すなわち対ゲリラ戦はその緒論において壊滅させることをもって上策とするという戦術規範から大きく外れてしまつて、いろいろな欠点を有している。これらの問題を一挙に解決するものとして、西独型規範の実現、プロレタリアートの闘いに對するものとして合法化しようとするブルジョアジーの意図が、有事立法攻撃に表わされている。

より激烈な革命戦争に對するより激烈な反革命戦争に仕掛ける戦争機関の形成こそ、日本帝国主義ブルジョアジーが大きく有事立法にかけた期待であるのだ。

戦争機関の形成こそ、日本帝国主義ブルジョアジーが大きく有事立法にかけた期待であるのだ。

米帝がその生命を維持しようとして西独・日本帝国主義を米帝と同盟として「自由世界」の防衛を唱えつつの侵略反革命を隠蔽しようとしても彼等の最終的滅亡は避けられない。

日本帝国主義の軍事分指は彼等の侵略反革命の政治的継続として進み、朴政権へのテロ入れが強化され、「二つの朝鮮」論を唱え、南北朝鮮の分断の固定化が目指されている。日朝プロレタリアートは団結して日米両帝国主義と闘争しなければならぬ。戦後の日本帝国主義が直接侵略・間接侵略論を唱え、自衛隊もまたこの複合戦略論に立っているのは根拠がありである。日本帝国主義は、この世界大戦の中、ロシア革命、中国革命をはじめとする多くの革命の勝利が生じたことを経て、彼等の侵略反革命の力を増強している。実際、自衛隊は米帝の朝鮮侵略反革命戦争に際して朝鮮革命と結合した日本プロレタリアートの革命を抑制するために、何よりも建設されたのである。防衛庁自衛隊に對しては、戦後二十年の日本帝国主義の成長を基盤にして、今日、日本帝国主義は米帝と結合して、具体的戦争計画を練るに至っている。

それが党活動全体を非合法活動を軸にして改組するというものにはなつていなかった。その理由は単純であつた。第一に指導部において非合法活動の経験がなかったことであり、第二に第二次ブンドの改組が要求されていたという当時のR Gのおかれた状態をふまえるならば、党が非合法組織として建設されていなければ党の軍隊や全人民の武装という問題は問題にならないといふことを明らかにした。

こうした見地は、第二次R Gを直接継承して、二一・一八ブンドの党内闘争を経て形成されたわれわれ共産主義者同盟(R G)の党建設の経験から導き出されたものである。政治局軍事委員会、R G II 政治軍隊を主張しながらも、二一・一八ブンドの党内闘争を経て形成されたわれわれ共産主義者同盟(R G)の党建設の経験から導き出されたものである。政治局軍事委員会、R G II 政治軍隊を主張しながらも、二一・一八ブンドの党内闘争を経て形成されたわれわれ共産主義者同盟(R G)の党建設の経験から導き出されたものである。

宮本一派米田佐代子の

エセ婦人解放論(下)

(三) 婦人の政治参加について

プロレタリアート独裁の

米田式否定

〔27号掲載〕

米田の改良主義的

「生活要求」路線

こうして米田はプロレタリア独裁とブルジョア独裁との根本的な違いを解消してしまつた。こうしたマルクス主義の修正のあとではブルジョア国家権力を破壊・粉砕し、プロレタリアートの独裁権力を樹立し、ブルジョアジーに対する闘争を続けることも社会主義の経済的解放をもちとていくという政治的任務の遂行(によつて)に政治的解放を達成される)に動員婦人参加は達成されなければならないといふことは、勿論米田にとつて問題になるはずもない。

なるほど米田は婦人の政治参加なしに社会主義はおろか民主主義を建設することはできないと主張するが、その政治参加の中心は「婦人がだんにうけもつていけるような日常生活全般にわたる仕事」たといふ子どもにミルクを確保したり住宅を公平に配布したりといふ一々、私的な家事労働としてではなく、まさに社会的・公的の仕事としてうけもつていけること、日常的なだれにでもできること(『科学と思想』三九頁)とかいつたことを、レーニン「遠方からの手紙」のデータも引用もつて、こじつけられるのでないか。

勤労婦人参加が「支配階級として組織されたプロレタリアート」(『共産党宣言』)プロレタリアート独裁権力に構成されて、米田の言う物資の配分・統制の仕事のみならず、社会的生産の統制、軍事警察の機能を果たす仕事をもちもたなければならないのだ。このプロレタリアート独裁という条件なしには「統制」等の仕事に勤

ら生まれてくる婦人の要求は、米田の如くに「生活に根ざし、生活をまもる婦人の要求は、まず生活に密着した地域・自治体の革新という要求になり、さらに革新統一戦線による国政革新の要求となつて発展してゆく(一九二頁)」といふように、結局は市民その他の選挙同盟につなぎとめて革命的闘争の道からそれさせてブルジョアジーへの政治的思想的屈服にひきずりこむためにとりあげられるべきではない。プロレタリアートの社会革命、プロレタリアート独裁権力と結びつけてとりあげられなければならない。

(四) まとめ

米田の「生活を守ること」を通じて政治を変える「婦人運動論」は、プロレタリアート独裁権力、共産主義革命の否定の上で立て、ブルジョアジーに対する婦人の屈服を勧めるものである。改良主義によつて婦人をだめすかし、プロレタリアートの政治的解放のための闘争に婦人が参加することをとおとしどめ、宮本一派のブルジョア主義の路線の下に婦人を屈従させようとするのが米田の目的である。プロレタリアートに対するプロレタリアートの階級闘争の見地から、婦人問題を社会問題の一部、労働問題の一部としてみなすのではなく、今日の資本主義社会での婦人に対する資本の圧迫と家内奴隷制に順応せよと米田は婦人に説いている。

米田の婦人論は、日本共産党宮本一派のマルクス・レーニン主義からの背離の結核であり、彼等がプロレタリア独裁の否定、共産主義の「自由と民主主義」への偽造の結核である。米田は、マルクス・エンゲルス・レーニンの婦人問題に関する主張を神棚に祭り上げ「日本の現実にはふさわしい婦人解放の具体的道すじ」をあきらかにする(『近代日本女性史』下二二頁)の名の下に否定して「生活要求」を「婦人解放と労働者階級解放との同一性」という米田の妄命論は、そもそもマルクス・レーニン主義にはないものであつて、婦人の真の自由はただ共産主義をつうじてのみ可能なのだといふことであり、天の半分を支える婦人の参加なく

ら生まれてくる婦人の要求は、米田の如くに「生活に根ざし、生活をまもる婦人の要求は、まず生活に密着した地域・自治体の革新という要求になり、さらに革新統一戦線による国政革新の要求となつて発展してゆく(一九二頁)」といふように、結局は市民その他の選挙同盟につなぎとめて革命的闘争の道からそれさせてブルジョアジーへの政治的思想的屈服にひきずりこむためにとりあげられるべきではない。プロレタリアートの社会革命、プロレタリアート独裁権力と結びつけてとりあげられなければならない。

め革命の階級的性質がふやけてしまつていのである。共産党の「民主的管理」論は、こういうことである。

(一) 修正主義の発展

フランス共産党が編集した「国家独占資本主義」(一九七一年)では、次のような主張がなされてい

る。彼らの政策の内幕が修正資本主義であるのは、いうまでもない。な

る。彼らの政策の内幕が修正資本主義であるのは、いうまでもない。な

る。彼らの政策の内幕が修正資本主義であるのは、いうまでもない。な

(二) 社会主義とは無縁な古い改良主義的幻想のとりこ

「民主化された国家と民主的な国有化だけでは、今日、経済的政治的民主主義を確立するには不十分である。経済的政治的民主主義は、さらに加えて、経済全体に決定的な役割を及ぼす国有化巨

大企業が民主的、すなわち肉体的労働者と精神労働者の実際の参加とを要求している(『五月書店』「現

在の労働組合運動」第五集八頁) 同政府の足の問題を言っている(『五月書店』「現

在の労働組合運動」第五集八頁) 同政府の足の問題を言っている(『五月書店』「現

(三) フランス共産党の「民主的国有化」「民主的管理」論

これらの狭い性質を表現しているの

であつて、プロレタリアートの社会革命、共産主義革命を不可避にする(『資本論』)のである。

フランス共産党が先進的民主主義「民主的国有化」の主張によつて投げかけているのは、これら

のことであり、根本からの修正主義の主張をフランス共産党はして

(四) ツキー主義によるドイツ社民党の

実践を現代フランス帝国主義のもとで演じようといふことではない。

「もし国有部門が工業や金融の基本的部門をおさえ、この国有部門が広範な民主的統制のうえに組織されて、方向の選択や決定の採

取に労働者が恒常的に参加するならば、この国有部門は経済の他の部門にも決定的影響を及ぼすだろう。(前掲書一頁)

彼らの国有化政策は帝国主義経済の土台での非社会主義的国有化なのであるから、こういうのをたわ言といふのであり、社会主義とは無縁な古い改良主義的幻想のとりこ(同)といふのである。

(五) 企業を「階級闘争、政治闘争の基本的な場」とし、公的企業の民主的管理、すべての企業における労働者の関与は、現在ならびに将来にわたつて、民主的変革の基本的要因である(二四頁)とする

フランス共産党は、サンディカリズムの「自主管理」を「国家の役割の否定」だといふが、その批判は、ブルジョア民主主義に対する

屈服と崇拜に陥つてのものである。これは言うまでもなく、ブルジョアジーへの政治的思想的屈服を要求するものである。彼らは「自主管理」を批判しているにすぎない。

「実際に、もはや剰余価値の生産が経済活動を支配する目的でない部門が、広範に作り出されることになる。そこでは人間の物質的・文化的欲求の充足が基本的な課題となりうるだろう。(前掲書六

三頁)「国有化された企業にとつては、労働生産性の向上を保障する資本主義的方式は必要になり、新しい方式がこれによつてかわるだろう。(六四頁)」

革命的マルクス・レーニン主義者は、フランス共産党の「先進的民主主義」論を、すべてたわ言と見なして、彼らの社会帝国主義者としての純化にみちたもの

と見なして、彼らの社会帝国主義者としての純化にみちたもの

と見なして、彼らの社会帝国主義者としての純化にみちたもの

と見なして、彼らの社会帝国主義者としての純化にみちたもの

と見なして、彼らの社会帝国主義者としての純化にみちたもの

